

(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設建設計画  
市の基本的な考え方



平成21年12月

武蔵野市

## 市の基本的な考え方

### 目 次

はじめに	- P.1
. 「基本的な考え方」に至る経過	- P.3
. 全市的取り組みに対する基本方針	- P.4
. 新施設の在り方と求められる条件	- P.7
. 整備用地	- P.14
. 施設・周辺整備の考え方	- P.16
. 将来のごみ処理の在り方	- P.18
. 今後の整備方針	- P.20
資料編	
. 建て替えの必要性	- 資料 P.1
. パブリックコメント（市民意見）	- 資料 P.7

## はじめに

本年9月に「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設についての市の基本的な考え方(案)」(「以下「基本的な考え方(案)」という)をご提案させていただき、私も市内全域での説明会に出席し、市民の皆様のご意見を伺いました。説明会やパブリックコメント、及び議会などでいただいた様々な意見を踏まえ、「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設についての市の基本的な考え方」(「以下「基本的な考え方」という)を決定いたしました。

ごみは市民一人ひとりが出しており、クリーンセンターの建て替えについては、全ての市民に関係があります。ごみが増えるとその焼却のためCO<sub>2</sub>が多く排出されます。地球温暖化を防ぐためにも、ごみ減量が必要です。また、ごみの収集運搬、クリーンセンターでの処理、資源化処理、灰の処理などすべてのごみ処理費用は年間35億円かかっており、一人当たりで換算すると2万7千円にもなります。さらに、クリーンセンター建て替えにも大きな費用が必要となります。これらは当然、必要な経費ではありますが、ごみの減量、適正な分別によって、経費は縮減できると考えています。そして、新施設は、現在年間3万5千トンのごみを3万トンに減らすことを前提に計画を進めています。このことを市民の皆様が十分ご理解をいただいた上、クリーンセンターの建て替えが全市民的課題であるという認識を持って、ごみ減量や建て替えに協力いただきますようお願い申し上げます。

このほど(仮称)新武蔵野クリーンセンター(「以下「新施設」という)の建設に向けて、市役所をあげての取り組みを行うために、推進本部を設置し、新施設の整備や周辺のまちづくりについて、推進していく体制を整えました。また、ごみ減量・資源化プロジェクトチームを本年7月に設置し、全市のごみ減量・資源化に向けたパイロット事業などを検討しております。

さらに今後、新施設建設計画と平行して、他市との広域支援体制の強化、共同処理に向けた協議、施設の市内分散配置に向けた検討およびさらなるごみ減量・資源化に向けた取り組みなどについて、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の中で具体的な検討を行い、実現に向けた事業につなげます。

さて、大規模な未利用地や工業地域などが存在しない本市の事情や、現武蔵野クリーンセンター(以下「現施設」という)の安全・安定的な運営は周辺にお住まいの方々の長年の市民参加によるご理解とご協力があってこそ成り立っていることを重く受けとめ、新施設の整備用地として現施設のある市役所北エリア(緑町コミュニティセンター、野球場、テニスコートを含む街区)に決定をいたしました。

なお、本年9月の基本的な考え方(案)において「市役所北エリアが最も適切である」という結論に至りました」と表現したことについては、25年前に苦渋の選択の末に現施設の建設を受け入れていただき、現在においても新施設を市役所北エリア内に建て替えることに対して反対の意思を表明しておられる多くの周辺住民の方々に対して配慮が充分でな

かったことを真摯に受けとめています。今後は新施設が建設されて良かったと多くの地域住民の方々が思えるような施設とするよう最善の努力をいたします。また、建設に伴い周辺地域の生活環境や健康への影響が無いよう、現施設よりさらに厳しい操業基準値を設定し、安全・安定稼動を徹底いたします。

クリーンセンターの建て替えは本市にとって重要な課題であるとともに、クリーンセンターは市民生活に欠かすことができない施設であり、新施設については市が全力を尽くし最新の技術の粋を集めて最善のものを建設することを、改めてここにお約束いたします。このエリア全体が緑と一体化したより魅力的な景観を創出するとともに、周辺住民の方々をはじめ、武蔵野市民にとって誇りとなる施設を建設してまいります。

平成 21 年 12 月

武蔵野市長 **邑上守正**

## ・「市の基本的な考え方」に至る経過

現施設は稼働から 25 年を経て、その主要設備である焼却炉、ボイラの耐用年数とされる 30 年に近付きつつあり、具体的に建て替え計画を進める時期になったことから、「市の基本的な考え方」を決定いたしました。決定に至った経過は次のとおりです。

### 1. 「精密機能検査」(平成 18 年 2 月)

「精密機能検査」を実施し、平成 26 年度から平成 30 年度の間での抜本的な大規模改修が建て替えが不可欠との調査結果を得ました。

### 2. 「第四期長期計画・調整計画」(平成 20 年 3 月)

ごみ処理施設の計画・整備は 8～10 年の期間を要するため、「第四期長期計画・調整計画」において、「持続可能な都市の形成」を目指す主要施策項目として「クリーンセンター建て替え計画の検討」を具体的に打ち出しました。

### 3. 「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(平成 20 年 3 月)

「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」においても、「中間処理施設(現クリーンセンター)の更新」と明確に位置付けました。

### 4. 「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」(平成 20 年 6 月)

「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」では、新たな施設に関連する課題を整理し、その後の議論を市民参加による委員会で行うこととしました。

### 5. 「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」

(平成 20 年 8 月～平成 21 年 6 月)

市民参加による「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」(以下「検討委員会」という)を設置し、「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺のまちづくり」の検討事項 3 点について、延べ 16 回の委員会と小委員会の議論を重ね、新施設建設に向けた第一段階の道筋を立てていただきました。

### 6. 「市の基本的な考え方(案)」(平成 21 年 9 月)

「検討委員会」において検討された計画の道筋を真摯に受け止め、検討委員会から本年 3 月に提出された「中間のまとめ」に対するパブリックコメント(市民意見)や最終報告書の説明会などを通じて、市民の方々の意見を伺い、市の責任において、今後の新施設計画について「市の基本的な考え方(案)」をまとめました。

### 7. 「市の基本的な考え方」(平成 21 年 12 月)

「市の基本的な考え方(案)」については、本年 9 月 3 日の市議会本会議で報告し、9 月 15 日号の市報に掲載いたしました。また、10 月に開催した 6 回の説明会とパブリックコメント(市民意見)において、市民の方々のご意見を伺いました。これらのご意見を反映しつつ、「市の基本的な考え方」は、現施設周辺住民の方々に、今後ともご理解とご協力をいただきながら、基本計画の策定及び新施設と施設・周辺整備の素案づくりを進めていくために、「市の基本的な考え方(案)」を編集し直し、方向性をまとめたものです。なお、施設・周辺整備等の様々なご意見については資料編「パブリックコメント(市民意見)」として整理し、今後の検討資料といたしました。

# 全市的取り組みに対する基本方針

## 1. 全市的な取り組みと様々な形での広報活動の継続

クリーンセンターの建て替えが、ごみの減量や資源化が一層推進されるきっかけとなるべきと考えます。また、クリーンセンターが全市民にとって必要な施設であること、それが周辺にお住まいの方々の苦渋の選択により現在の場所に整備され、建て替える事になったことについて、継続的に全市民的な理解を深めるよう広報活動を行ってまいります。また、パブリックコメント（市民意見）などから以下の広報活動を実施してまいります。

- ・ コミセン勉強会などを新施設整備計画の段階が進む毎に継続的に行います。また、分散処理するために各地域でできることを検討する場とします。その際にはコミセンの運営協議会をはじめ、地域社会福祉協議会、小中学校 PTA 連絡協議会、青少年問題協議会など、様々な団体に声をかけ、積極的な参加を呼びかけます。
- ・ 市民協働サロンに登録している団体などに対して呼びかけ、出張勉強会などを実施します。
- ・ 環境啓発のイベント・事業などを実施して、クリーンセンターの建て替えやごみ減量・資源化の意識を高めます。
- ・ クリーンセンターを整備した経緯を綴った絵本を作成し、市内の幼稚園、保育園、学校などに配布します。
- ・ クリーンセンター建設経緯、ごみ処理の現状、ごみ減量が急務であることやクリーンセンターの見学を薦めるチラシを作成し、住民登録の際に配布します。
- ・ 楽しみながら学べる仕掛けを考える事が大切であり、クリーンセンターを楽しみながら見学できるスタンプラリーの実施、パソコンで行う子供向けクイズの作成などを企画します。
- ・ 市役所、総合体育館及び温水プールに、クリーンセンターの余熱で、空調の熱源、プールの温水が利用されていることをパネル表示します。

## 2. 運営協議会の役割、活動の周知

### (1) 運営協議会の役割、活動の周知

現施設の周辺住民の方々と市で構成している武蔵野クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」という）は、「地域住民の環境の安全や権利を守るため、市と住民が協議する機関で、施設運営の監視する役目」として設置されています。稼働後 25 年間、約 2 ヶ月に一度の頻度で運営協議会が開催されており、その継続性や実効性は全国でも類を見ないものです。この 25 年間、現施設は最終処分場問題、基幹整備、収集方法の移り変わり、粗大不燃ごみ処理施設の爆発事故、ダイオキシン類削減対策及びプラスチック類（資源化できない）の焼却など、様々な課題に直面してきました。これらは運営協議会に逐次報告し、周辺住民の方々の意見を反映しつつ適切に対応してきました。運営協議会では、情報公開、工事や爆発事故発生時の地域への周知、地域での説明会の実施、お知らせの発行などを市へ要望するとともに、それぞれの課題に対して、解決を図る役目を市と協働で果たしてきました。

こうした実績の積み重ねが、今日の運営協議会と市との信頼関係を築き上げてきました。ま

た、運営協議会の監視機能が、施設の安全・安定稼働に貢献し、ひいては環境の保全につながってきたことは紛れもない事実であると考えます。

運営協議会の25年間の活動は現施設の適正な運営を図る監視役として大きな役割を担ってきました。本年10月に運営協議会の内容を市のホームページ（クリーンセンターのページ）に掲載したところですが、さらに市報や季刊むさしのなどを活用し、運営協議会の活動を全市民的に周知してまいります。

## **（2）新施設の運営においても運営協議会方式を継続し、発展させます**

地域住民の環境の安全や権利を守るため、そして現施設の適正な運営を図るための監視役として、運営協議会の実績は大きなものです。この運営協議会方式を新施設でも継続していく必要があります。新施設における運営協議会は、さらに以下のことを追加検討し、よりよい運営協議会方式の実現を目指してまいります。

- ・ 運営協議会を全市民に開かれたものにするための方法
- ・ 運営協議会委員が必要な知識を得るため、その課題に適正な廃棄物に関する専門家を公平な立場で加えること
- ・ 操業協定書の精査（「情報公開」「説明責任」「チェック&フィードバック」のシステムの明記など）

## **3. ごみ減量や4Rの推進**

新施設は「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、現在の焼却ごみ量より年間5,000t減らした約30,000tの処理能力で計画を進めてまいります。ごみの減量は、焼却施設の稼働時間の減となり、CO<sub>2</sub>排出量の減につながります。そのため、ごみ減量が不可欠であり、市民・事業者・市の協働による家庭系、事業系ごみのさらなる減量施策を実施してまいります。

市では、レジ袋削減会議によるノーレジ袋などの具体的な活動を通して、ごみの減量を図るとともに、本年8月に「ごみ減量協議会」より提言をいただきましたので、生ごみ、容器包装、紙の削減について具体的に取り組んでまいります。また、単身世帯へのごみ意識啓発への取り組み、多量排出事業者への指導を行ってきましたが、本年5月からは準多量排出事業者（ごみの月間排出量が300kg～10t未満、市内約3,100箇所）に対するごみの排出確認調査及び減量・資源化の指導を開始いたしました。これらをさらに継続し、より一層推進してまいります。

さらに、3R（Reduce【ごみ減量】・Reuse【再使用】・Recycle【再資源化】）から一步踏み込み、Refuse（ごみになる要らないものを、購入しない・貰わないこと）を含んだ4Rを市民・事業者・市の協働で推進してまいります。

### **生ごみ、剪定枝葉の資源化**

生ごみ、剪定枝葉の資源化は、焼却ごみの減量につながります。そこで、本年7月にごみ減量・資源化を検討する「ごみ減量・資源化プロジェクトチーム」を発足いたしました。まずは生ごみと剪定枝葉をターゲットとして、市民参加によるパイロット事業の早期実施を目指してまいります。

#### 4. 建て替えの必要性についての十分な説明

現施設は、平成 17 年度に実施した「精密機能検査」の結果、主要設備となる焼却炉、ボイラの更新は、すべての設備機器を交換することを意味しており、ごみの安全・安定的処理の観点から劣化によるリスクを回避する上で、総合的に判断すると建て替えを選択せざるを得ないことから、新施設へ円滑にバトンタッチする必要があるという結論に至りました。今後とも建て替えの必要性について、市民の方々に十分ご理解いただけるよう丁寧に説明してまいります。

##### クリーンセンター「建て替えの必要性」見学会の実施

「クリーンセンターをなぜ建て替えなければいけないのか？この疑問にお答えするために、施設の現状と劣化状況を見学していただき、皆様の疑問にお答えします。」というテーマで、「建て替えの必要性見学会」を実施いたしました。参加者からは「外観ではわからない内部の状況がよくわかった。」という感想をいただき、今後も随時このような見学会により、クリーンセンターの焼却処理のメカニズム、劣化状況等を説明してまいります。



11月27日(14人参加)

11月29日(25人参加)

写真：建て替えの必要性見学会

クリーンセンター「建て替えの必要性」 資料編 P1～P6

## ・新施設の在り方と求められる条件

### 1. 新施設の在り方と求められる条件

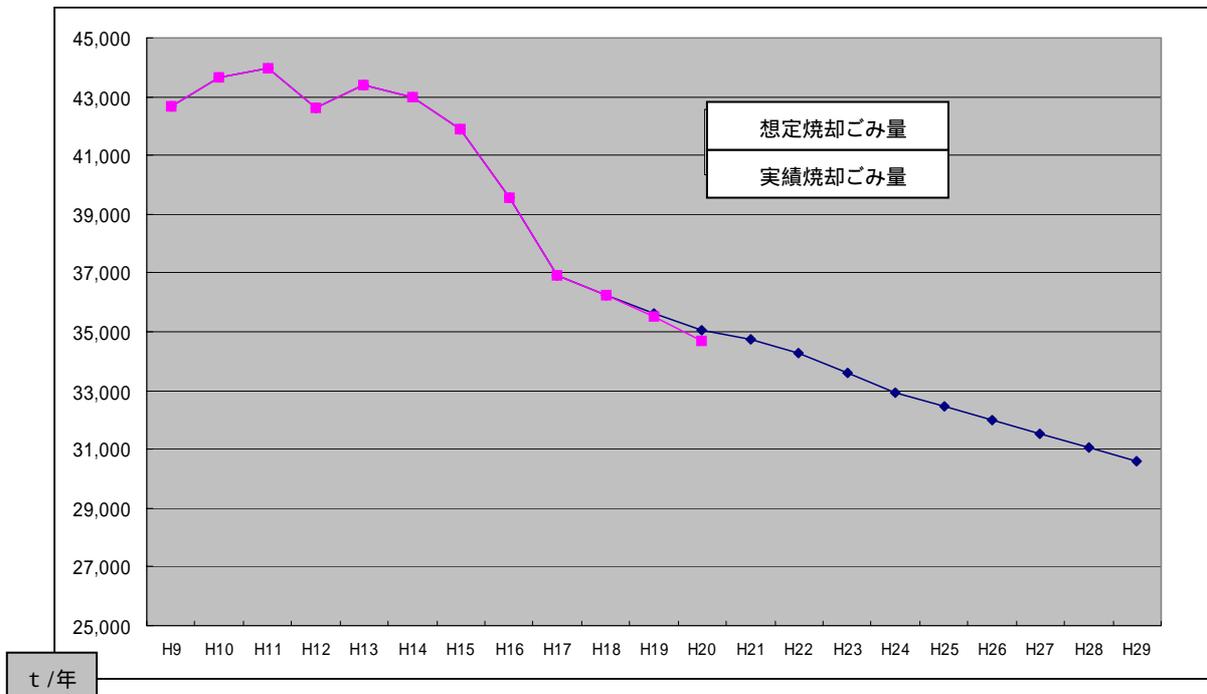
#### (1) 将来の焼却ごみ量とごみ質の予測

平成 19 年度に策定した市の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」により予測された平成 29 年度の人口と焼却ごみ量は、三鷹駅北口前や桜堤での民間マンション建設により約 5,000 人の人口増が見込まれている反面、今までのごみ減量の成果及び今後のごみ減量施策を勘案して年間約 5,000 t のごみ減量・資源化をする計画です。新施設は平成 29 年度の焼却ごみ量 30,000 t/年の処理能力で計画しており、この厳しい目標に向けて市民・事業者・市が一体となってごみを減らしていかなければなりません。以下の表は、年度毎の将来の想定焼却ごみ量（「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」より）です。平成 19 年度、20 年度の実績焼却ごみ量は、すでに想定焼却ごみ量を下回っています。

#### 将来の想定焼却ごみ量（一般廃棄物処理基本計画より）

ごみの区分	単位	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
実績焼却ごみ量	t / 年	42,644	43,640	43,963	42,620	43,415	42,959	41,883	39,538	36,928	36,257

ごみの区分	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
想定焼却ごみ量	t / 年	35,612	35,035	34,745	34,271	33,603	32,937	32,478	32,014	31,550	31,078	30,607
実績焼却ごみ量	t / 年	35,523	34,699									



## ごみの減量・資源化の実行

平成 19 年度に比べ、平成 29 年度までに 5,000 t 減量する計画になっており、ごみ組成が変わらないと仮定し、ごみ組成分析結果から平成 29 年度のごみ量を種類別に算定すると、次の表のとおりになります。ごみの種類別に、減量・分別・資源化を推進する必要があります。

ごみの種類	量 t/年(H19)	間差 t/年	量 t/年(H29)
紙類	15,171	(-2,133) 減量・分別・資源化推進	13,038
布類	2,315	(-325) 減量・分別・資源化推進	1,990
プラスチック類	4,736	(-666) 減量・分別・資源化推進	4,070
厨芥類	9,081	(-1,276) 減量・分別・資源化推進 パイロット事業	7,805
草木類 (剪定枝葉)	2,386 (500)	(-336) 減量・分別・資源化推進 パイロット事業(剪定枝葉 500t)	2,050 (500)
その他	1,923	(-269) 減量・分別・資源化推進	1,654
焼却ごみ量合計	35,612	(-5,005)	30,607

このことから、ごみ減量・資源化の方向性として以下のことを実行します。

- ・生ごみは平成 29 年度までに、少なくとも 1,276 t/年を減量・資源化する必要があります。パイロット事業による堆肥化、分散処理の可能性を追求するとともに、市民一人ひとりができる限り食べ残しをしない、水切りをするなどの減量に努める必要があります。
- ・剪定枝葉の資源化は平成 29 年度までに、少なくとも 500 t/年を減量する必要があります。緑を守る、増やす観点から一定の剪定枝葉が発生すると考えますが、その量は年間 500 t 程度と想定しており、全量資源化に向けて具体的に取り組みます。
- ・それ以外のごみ(紙類、布類、プラスチック類など)は平成 29 年度までに、少なくとも 3,229 t/年(5,005 t - 厨芥類 1,276 t - 剪定枝葉 500 t)を減量する必要があります。そのため、「ごみ減量協議会」の提言等を踏まえ、特に、可燃ごみの 40%を占める紙類のさらなる減量、分別とレジ袋の削減を積極的に取り組みます。

## 将来のごみの発熱量

本市の可燃ごみにおいて、約 40%が紙類、次いで約 25%程度を生ごみ(厨芥類)が占めています。プラスチック類の含有量は 13%超あり、水分も減少していることから、ごみの発熱量(ごみの持つカロリー=燃えやすさ)は 10,000KJ/kg を超えることもあります。現施設の設計上のごみの発熱量(下限値 3,767kJ/kg~上限値 10,047kJ/kg)に対し、絶えず上限値付近にあります。今後もこの傾向が続くと想定されることから、新施設は 10,000KJ/kg のごみ質に対応できる焼却炉・ボイラー等の設計が必要です。

## (2) 新施設の処理方法

平成 29 年度までに 5,000 t / 年のごみを減らしても、30,000 t / 年のごみを処理する必要があり、安全・安定的なごみ処理の観点から、新施設は現施設同様、焼却処理（ストーカ炉）+ エコセメント化を基本に計画を進めます。現施設が採用している焼却処理であるストーカ炉は、安全・安定的な処理方法で全国的にも実績があり、焼却後にできる焼却灰処理についてもエコセメント化が現時点で最適であると判断しました。今後、詳細な検討は、新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会（以下「施設基本計画策定委員会」という）で行います。

## (3) 新施設の基本性能と必要装置

現施設は、焼却施設（195 t / 日）と不燃・粗大ごみ処理施設（50 t / 日）があります。資源化処理施設は、市外の民間処理施設を活用しています。

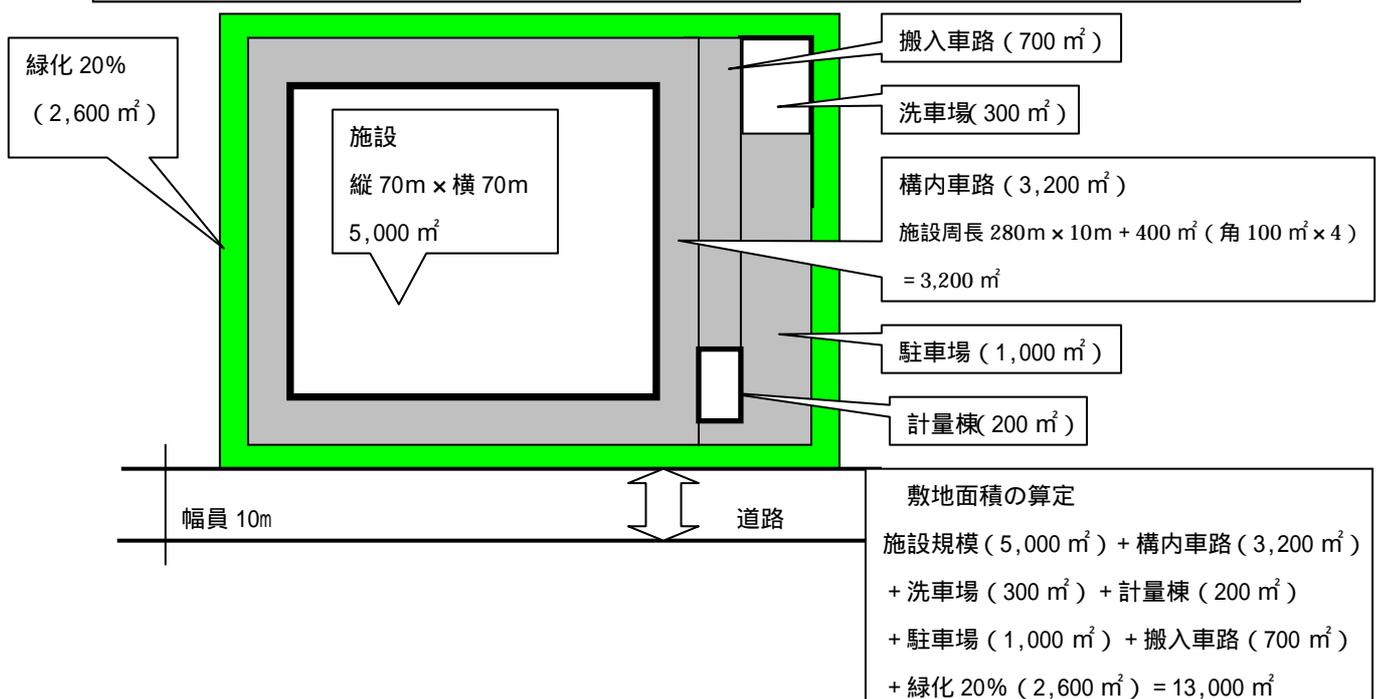
新施設は、これ以上施設規模の拡大を図れない現状から、現施設の焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設を基本に、市外の民間資源化処理施設への運搬効率を高めるためのストックヤードや地球環境・ごみ減量・資源化などの普及啓発・情報受発信機能を付加させます。

焼却施設は、ごみ減量から現施設の 195 t / 日から 120 t / 日へ処理能力を変更します。ただし、災害廃棄物の処理の算定については、ごみ減量の将来見込みを勘案しながら検討し算定します。不燃・粗大ごみ処理施設は、ごみの資源化が進んだことから現施設の 50 t / 日から 10 t / 日へ処理能力を変更します。今後、詳細な検討は施設基本計画策定委員会で行います。

## (4) 新施設整備のための最低施設規模と条件

現時点の最低施設規模は検討委員会の提言どおり、建築面積 5,000 m<sup>2</sup>程度、敷地面積 13,000 m<sup>2</sup>程度、接道の幅員 10m 以上と想定します。

施設規模：焼却施設（3,000 m<sup>2</sup>）+ 不燃・粗大ごみ施設（1,000 m<sup>2</sup>）+ 資源物のストックヤード（500 m<sup>2</sup>）+ リペア工房を含む啓発施設（500 m<sup>2</sup>）= 5,000 m<sup>2</sup>  
この建築面積を、縦 70m × 横 70m の矩形形状で確保することを想定する。

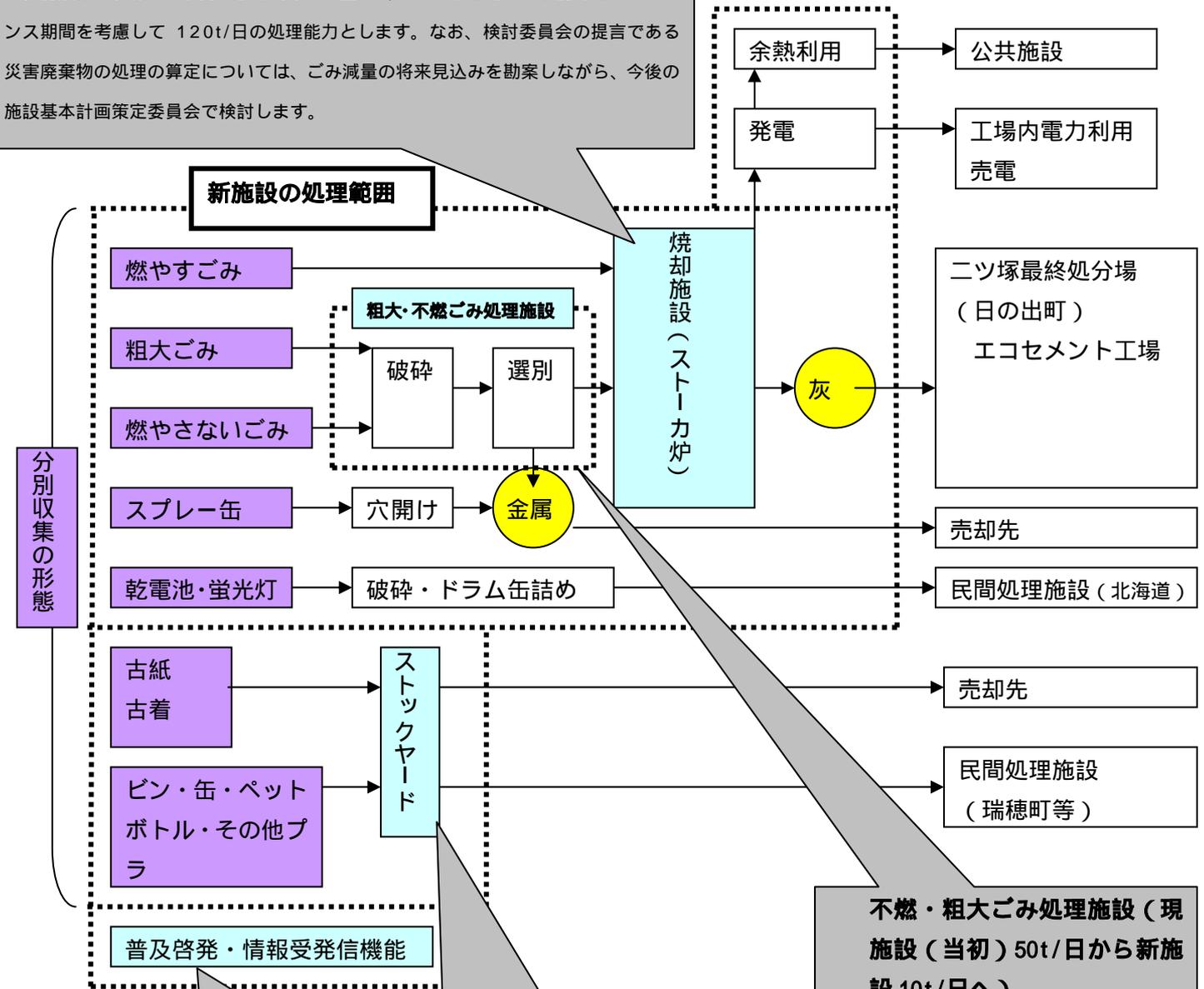


## 焼却施設（現施設 195t/日から新施設 120t/日へ）

現施設は、25年前 195t/日で計画をしました。その当時の稼働は、原則 65t/日×2炉（130t/日）の運転とし、将来の人口増によるごみ処理量の増を見込んで、65t/日×3炉（195t/日）を装備しました。しかし、25年間人口、ごみ量は横ばいであったため、1炉は予備炉的扱いとして、2炉運転を基本に、3炉をローテーションの中で1炉を休ませ、十分なメンテナンスを施してきました。そのことが最大35年耐用できる証となっています。

新施設は、平成29年度の想定焼却ごみ量 30,607t/年を処理する能力とメンテナンス期間を考慮して 120t/日の処理能力とします。なお、検討委員会の提言である災害廃棄物の処理の算定については、ごみ減量の将来見込みを勘案しながら、今後の施設基本計画策定委員会で検討します。

## 新施設処理フロー



### 普及啓発機能・情報受発信機能（リペア工房の併設）

新施設には普及啓発・情報受発信機能を確保するとともに、リペア工房を併設します。また、啓発施設は、新施設に併設するほか、市内での分散配置も検討します。

### ストックヤード（収集・運搬の効率性からストックヤードの確保）

資源化処理施設は、当面これ以上施設規模の拡大を図れない現状から、引き続き民間処理施設を活用するとし、収集・運搬の効率性から新施設にストックヤードを確保します。

### 不燃・粗大ごみ処理施設（現施設（当初）50t/日から新施設 10t/日へ）

現施設は、当初不燃・粗大ごみ処理施設として、びん、缶などを含めて 50t/日の能力を有していました。その後、びん・缶など資源化が進み、10t/日で運転しています。よって、新施設の処理能力は 10t/日とします。

## 2. 周辺環境・地球環境への配慮

### (1) 環境保全に関する基準

現施設は、25年前当時としては非常に先進的な自主基準値を設定し、それを遵守してまいりました。当時の最新設備を導入し、さらに平成10年にはダイオキシン類削減対策工事を行うなどして、環境への影響が発生しないよう細心の注意を払ってまいりました。新施設は、現在よりもさらに厳しい環境基準を設定し、遵守してまいります。また、新施設整備にあたり、周辺環境への影響の予想・調査を行ってまいります。

### 新しい操業協定基準値の検討

現施設は、運営協議会の操業基準値を遵守することで周辺住民の方々の理解のもとに操業してまいりました。この操業基準値は、国の基準値などより厳しいものとなっておりますが、今後、周辺住民の方々及び専門家の意見を取り入れながら、施設基本計画策定のなかで測定項目、測定場所、測定頻度、周辺への影響の確認方法、周辺住民の迅速な対応方法などを設定し、さらに厳しい操業基準値を決定してまいります。

法規制値及び現施設の自主規制値

項目	法規制値	根拠法令	現施設自主規制値
ばいじん	0.15 g/Nm <sup>3</sup>	大気汚染防止法	0.03 g/Nm <sup>3</sup>
硫黄酸化物	105 ppm 程度 (K=1.17)	大気汚染防止法	30 ppm
窒素酸化物	250 ppm	大気汚染防止法	150 ppm
塩化水素	430 ppm	大気汚染防止法	25 ppm
一酸化炭素	100 ppm	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	100 ppm
ダイオキシン類	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類対策特別措置法 (現クリーンセンター基準)	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> (目標 0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )
	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類対策特別措置法 (現クリーンセンター同規模新設基準)	

### 新基準値の運用方法

施設の操業にあたって、各種基準値を遵守するために、計画(Plan)・実施(Do)・点検(Check)・見直し(Act)のPDCAサイクルを展開してまいります。このことにより、基準の遵守を確実なものにしてまいります。さらに基準値、測定項目などの見直しを適宜行い、環境への配慮に努めてまいります。このPDCAサイクルは、維持管理上の工事や作業などにも取り入れて、施設操業での安全性、安定性の向上及び効率的稼働を図り、環境負荷の軽減につなげてまいります。また、施設が適正に操業されていることがいつでも確認できる設備や施設内の状況表示などの仕組みづくりを検討いたします。

## 環境報告書の作成、公表

環境報告書(\*)を年1回作成し、公開します。常に最新の検査方法で行い、「環境報告書」において、検査結果を分かりやすく市民の方々に周知いたします。

なお、本年9月に現クリーンセンターの「環境報告書2009」を発行いたしました。

(\*)環境報告書とは、事業活動に伴う環境配慮の状況等を自らとりまとめて公表するものです。

## 環境健康診の継続

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書第7条「地域住民を対象に毎年1回環境健康診断を実施する」に基づき、現施設稼動以来、現在まで継続して環境健康診断を実施しており、現在に至るまで健康への影響は発生しておりません。この環境健康診断は、地域住民の方々の現施設に対する信頼関係の醸成にも貢献していますので、今後も項目や範囲などを精査しつつ、継続してまいります。

## (2) 周辺環境への影響の予想、調査

### 生活環境影響調査(\*)の実施

新施設整備にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境影響調査を実施し、環境への影響を調査、評価等を行ってまいります。その結果に基づき、地域環境に配慮した新施設の計画、維持管理方法の検討を行ってまいります。また、この調査項目及び調査地点などについては、周辺住民の方々及び専門家の意見を取り入れ決定してまいります。さらに、この調査結果を今後の資料として活用し、新施設稼動後も環境への影響を評価できるよう検討いたします。

(\*)生活環境影響調査とは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価することをいいます。

表 生活環境影響調査項目例

調査事項	生活環境影響要因					
	生活環境影響調査項目	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○			
		二酸化窒素 (NO <sub>x</sub> )	○			○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○			○
		塩化水素 (HCl)	○			
		ダイオキシン類	○			
		その他必要な項目 注)	○			
騒音	騒音レベル			○		
				○		
					○	
振動	振動レベル			○		
					○	
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		○		
		浮遊物質 (SS)		○		
		ダイオキシン類		○		
		その他必要な項目 注)		○		

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。

たとえば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) などがあげられる。

本市では、現施設建設時に、生活環境影響調査の法制度がなされる以前であったにも関わらず、周辺住民の方々の不安を取り除くため当時としては先進的な取り組みとして独自に環境影響評価を行った経緯があります。また、施設稼働後にも周辺住民の方々からの要望により、継続的に周辺土壌のダイオキシン類調査を行っております。今後、施設基本計画策定委員会や周辺住民の方々からの意見を反映させ、生活環境影響調査について、土壌汚染、日影、低周波音、交通量等の項目を追加し、実施することを検討いたします。

### (3) 地球温暖化による環境負荷の軽減

現施設から蒸気を送り、市役所や体育館の冷暖房や温水プールに利用することで、蒸気利用施設側のエネルギー使用量削減を図っています。また、平成 17 年度より 5 ヶ年の地球温暖化対策計画を実施し、現施設の年間使用電力を約 2 割削減いたしました。

新施設においては、さらにごみ発電、新エネルギー、屋上緑化の導入を検討いたします。

#### ごみ発電/地球温暖化対策(電動機の回転数制御(インバータ制御)や高効率型機器の採用)

- ・新施設においては、国の施策である循環型社会形成推進基本法に基づき、蒸気タービンを設置し、ボイラで発生する蒸気を利用して発電を行ってまいります。このことにより、現在購入している電力(20年度-5,786,400KWh・約9,100万円)をごみ発電でまかない、単純計算で約2,190tのCO<sub>2</sub>削減が可能になります。また、市役所、総合体育館の冷暖房及び温水プールへの蒸気の供給も継続して行なってまいります。
- ・新施設は、地球温暖化対策として、電動機の回転数制御(インバータ制御)や高効率型機器の採用を進めてまいります。また、太陽光発電などの新エネルギー、屋上緑化の導入を検討するとともに、ごみ発電量、太陽光発電量、ごみの焼却によるCO<sub>2</sub>排出量などの表示板を設置いたします。



写真：ごみ発電/蒸気タービン

## ・整備用地

検討委員会での整備用地の検討結果について、市として再度、現地調査をし、確認作業を行いました。その結果（次ページ **整備用地の要件整理**）、新施設の整備用地の候補について、現整備用地を決定した時から一層都市化が進み、土地利用がなされていることから市内においては大規模な用地を確保することが困難な状況であり、このような状況を踏まえつつ、新施設の整備用地はこれまでの蓄積の継承、活用を重視し、現在の市役所北エリア（緑町コミュニティセンター、野球場、テニスコートを含む街区）といたしました。

「市の基本的な考え方(案)」において、新施設を市役所北エリアで建設するという提案に対して、説明会等で、現在においても新施設を市役所北エリア内に建て替えることに対して反対の意思を表明しておられる多くの周辺住民の方々の感情を重く受けとめ、計画を進めるにあたり、周辺住民の方々に段階ごとに丁寧にご説明し、エリア全体で計画することと周辺整備をすることで、現施設よりさらに進化した‘まちに溶け込む次世代型市民施設’づくりを実現してまいります。

なお、「 ．将来のごみ処理の在り方」において、今後のごみの減量、技術革新、社会環境の変化などに対応して、将来のごみ処理全体（広域化・分散化、ごみ量、ごみ質、焼却灰の処理、生ごみの資源化など）を考える場を設け、その後のごみ処理施設の在り方を方向づけてまいります。



## 整備用地の要件整理

### 『 1. 新施設の在り方と求められる条件(4)新施設整備のための最低施設規模と条件』から

面積要件による抽出

新施設の整備用地として最低限必要とされる 1.3ha 以上の広さを有する用地を抽出する  
幅員 10m以上の現況道路または、都市計画道路によるアクセスが可能な土地  
道路アクセスおよび交通渋滞、収集効率のよさは不可欠な要素

### 農地は、対象から外す

- ・市内の土地利用状況から、これ以上農地は減らすべきではない。
- ・本市の農業は都市化の波に押され、極めて厳しい環境の中に存在してきた。昨今都市農業の大切な役割は、生産面にとどまらず多機能性からも見直されてきており、将来への可能性を確かめつつ、積極的に振興を図っていくことを望まれる。(第四期長期計画調整計画/平成 20 年 3 月)

\*ただし、1.3ha 幅員 10m以上の道路に接道に適合する農地はない。

### 現在、土地利用がされている私有地は対象外とする

- ・検討委員会では、私有地についても調査・検討したが、 の条件を満たす私有地が数箇所ある中、「土地利用がすでになされ、民間の営利活動がされている。」「用地買収には合意形成までに時間がかかる。」「私有地取得には、土地買収費、家屋補償費、営業補償費等が必要であり、多額の費用がかかる。」など、本市の財政状況や所有者への影響が大きいことから判断し、対象外とした。

### の条件を満たした「大規模公共公益用地」を抽出する

- ・3つの都立公園、2つの都立高校、5つの市立小・中学校、境浄水場、市役所・むさしの市民公園エリア、陸上競技場・総合体育館・市営プールエリア、市役所北エリア(現クリーンセンター・運動施設・緑町コミセンを含む街区)の14ヶ所に限られる

### 整備用地を「市役所北エリア」とする

「市役所北エリア」以外の大規模公共公益用地の困難条件

- ・都立公園は都の方針(公園を含む緑の増量)として清掃工場の建設は認めない。
- ・少子化の進行はあるが今後10年以内に学校の統廃合をする計画はない。
- ・既存公共施設を解体して新施設の建設を行うことはコスト・代替地の確保などの面から困難である。

## 施設・周辺整備の考え方

施設・周辺整備については、周辺住民の方々のご意見、ご要望を伺い、十分協議し、プラスの機能による付加価値を創り出し、周辺地域のまちづくりの核となるように計画してまいります。「地域にあってもいい施設」から「地域にあって欲しい施設」とし、誰でも利用可能かつ利用したくなる機能を併せ持ち、地域を活性化するコミュニケーションの場を目指します。

### 市役所北エリアの配置計画

新施設の配置は周囲の影響を考慮して、都市計画で定められた範囲で、北側に寄らない現施設の東側に配置します。また、残りのエリアについて、野球場、テニスコート、緑町コミュニティセンター、緑を含めた現状の配置を前提としながら、新施設とこれら施設が融合し、エリア全体が緑と一体化した景観と、環境負荷の軽減を図った施設整備を検討してまいります。



焼却施設として都市計画で  
決定されている範囲

都市計画法第11条

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設に必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

### 施設・周辺整備の検討課題

資料編パブリックコメント（市民意見）（資料編 P7～P29）と市の基本的な考え方（案）【パブリックコメント等で寄せられた意見についての市の考え】別冊/平成21年10月作成）を「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」（以下「施設・周辺整備協議会」という）及び「新武蔵野クリーンセンター（仮称）周辺まちづくり整備庁内推進本部」（以下「庁内推進本部」という）での施設・周辺整備の検討材料といたします。

## パブリックコメントにおける主な意見、提案

### (1) 施設整備（プラスの機能による付加価値の創出）

- ・クリーンセンターを「エコセンター」と位置づけ、廃熱を可能な限り再利用することについては是非とも実現する。
- ・従来のシルバー人材センターが行っているリサイクル機能だけではなく、環境をテーマにした社会的起業や若者の就業支援につながる機能を持たせる。
- ・余熱を効率よく利用したパン工房などを設置して、多くの人が集えるようにするとともに、障害者総合センターと連携して運営することで、障害者の雇用機会を創出する。
- ・発電を利用した電気自動車のエネルギーステーションを設置し、公用車やムーバスを電気自動車として運行する。
- ・地域に開かれたオープンな施設として、市民にとって入りやすい場所にする。
- ・周辺の公園と一体になった、明るく、入りやすい雰囲気建物
- ・ごみ処理やリサイクルの仕組みが楽しみながら理解できる展示施設や見学コースの設置
- ・リペア工房、フリーマーケット、ピオトープなどの環境をテーマにしたコミュニケーションを生み出す施設づくり
- ・地域住民が気軽に利用できるカフェや小さい子供連れで利用できるスペース
- ・周辺住民が利用できる会議室や集会施設の設置

### (2) エリア整備

- ・新施設の位置については、住居地域から可能な限り遠ざけることを大前提とし、現施設東側とし、現在よりも北側に寄らないよう配置する。
- ・周辺住民にごみ焼却施設というイメージを直接的に与えない建物配置やデザインの採用、緑による緩衝地帯の設置を実現する。
- ・野球場のイベント開放、子ども達の遊び場としての開放
- ・現施設敷地内でのコミュニティセンターの建設
- ・タクシー乗り場の併設など交通の利便性向上
- ・市役所側から北側に抜けられる遊歩道の設置
- ・現テニスコートや野球場の地下を駐車場やストックヤードなどとして利用
- ・NTT 研究所側に歩道を設置、市役所北エリア側の歩道の拡幅

### (3) 周辺整備

- ・市役所北エリア・緑町三丁目・NTT 研究所・体育館・市役所・緑町パークタウンなどを含む一体を、緑豊かな「環境共生・生活文化創造都市むさしの」の中核となるシンボルゾーンとして、それにふさわしい施設・まちづくりを行う。
- ・緑町三丁目のメインストリートである、市道 41 号線および緑町コミュニティセンター前の道路について、現在歩道が無い NTT 研究所の周囲に歩道を設置して、歩行者の安全性向上を図る。
- ・電線を地中化し、歩道上にある電柱を撤去する。
- ・車道側に自転車レーンを設置する。
- ・ムーバスルート・停留所を設置する。
- ・市道 41 号線および緑町コミュニティセンター前の道路への大型車（巨大なダンプカー等）の進入制限、速度制限を行う。
- ・千川上水沿いの都市計画道路整備のあり方の検討とともに、遊歩道の整備や緑の管理について検討を行う。
- ・緑町三丁目内にある市の資材置き場を撤去し、公園として整備する。

## ・将来のごみ処理の在り方

### 1．分散配置の在り方の実現へ向けたパイロット事業の推進

将来のごみ処理における分散配置の在り方の可能性を探るため、パイロット事業の具体的取り組み（生ごみ、剪定枝葉の資源化 P6）を早急に実施してまいります。

### 2．地区ごとの分散配置の実現に向けて、考える場を設ける

一カ所集中型の施設づくりを行うのではなく、将来は分散して配置する可能性を追求してまいります。そのために必要と考えられる施設・設備を検討し、それらを分担するための話し合いの場を設けてまいります。具体的には、収集効率の向上を図るためのびん・缶・ペットボトル・その他プラスチック・古紙・古着などのストックヤードや、生ごみ堆肥化施設などをそれぞれの地域が一部ずつ受け持つことで、各地域の公平な負担を図り、ごみ減量や資源化への意識向上を促すことができます。そのため、コミセン勉強会などを継続的に行い、ごみ処理の在り方、分散配置を考える場とします。

### 3．他の自治体との広域支援体制

施設の安全・安定稼働を図るため、多摩地域ごみ処理広域支援体制（26市3町1村8組合による協定締結）の強化を働きかけるとともに、収集区分・分別方法等の統一化を働きかけてまいります。現施設では、共通系設備の整備期間の確保（全炉停止期間）のため、年2回、三鷹市とごみ処理の相互協力を行っておりますが、平成25年度には、三鷹市は調布市との広域処理による「ふじみ衛生組合」での焼却処理が稼働する予定であり、また小金井市も本市と同時期に新施設稼働を目指している中、早期に本市隣接近隣市と相互協力、情報交換の場づくりを働きかけていきます。

### 4．エコセメント事業の継続性

東京たま広域資源循環組合（26市町で構成）は、本市も構成団体の一つであり、エコセメント事業の継続性を常に確認し、焼却灰の安定・安全なリサイクルの継続を図ってまいります。

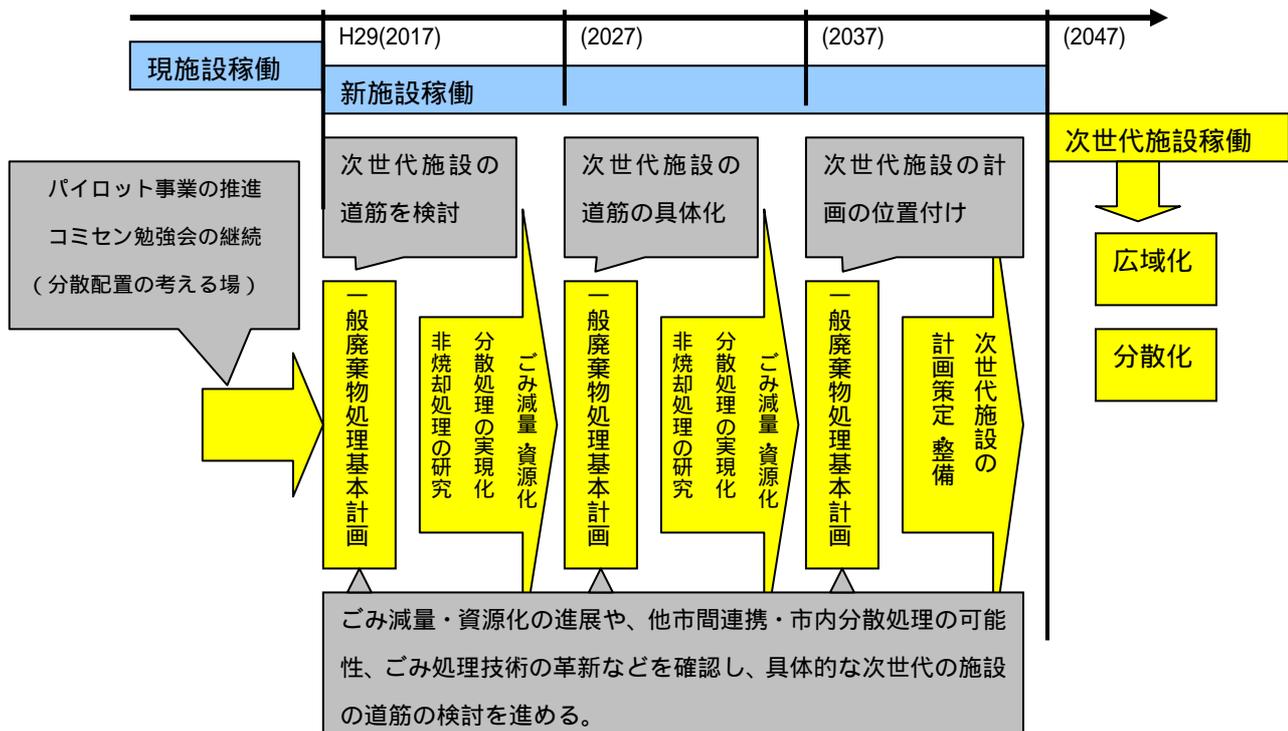
### 5．将来のごみ処理全体を考える場を設ける

今後のごみの減量、技術革新、社会環境の変化などに対応して、将来のごみ処理全体（広域化・分散化、ごみ量、ごみ質、焼却灰の処理、生ごみの資源化など）を考える場を設け、その後のごみ処理施設の在り方を方向づけてまいります。市の方針として、現在各地で注目を集めつつある「ゼロウェイスト(\*)」の思想を取り入れ、資源化されないごみの量を極小化する計画を立て、その実現に向けた施策を行うことにより、次世代(今回整備を検討している施設の、さらに次の施設)のごみ処理施設(以下「次世代施設」という)に必要と考えられる敷地規模は相当小さくなるものと考えられます。そこでは焼却処理には限らず、他市間連携を図った場合に本市が請け負うべきごみ処理の用地となる可能性も考えられます。そのため、市の長期的

なごみの減量・資源化計画及び次世代施設のあり方の検討を、平成 29 年度に行う「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定時（平成 29 年度）から行い、10 年毎の改定でさらに具体化してまいります。

**\*ゼロウェイストとは焼却、埋め立てごみを限りなくゼロに近づける計画**

### 次世代施設の検討フロー

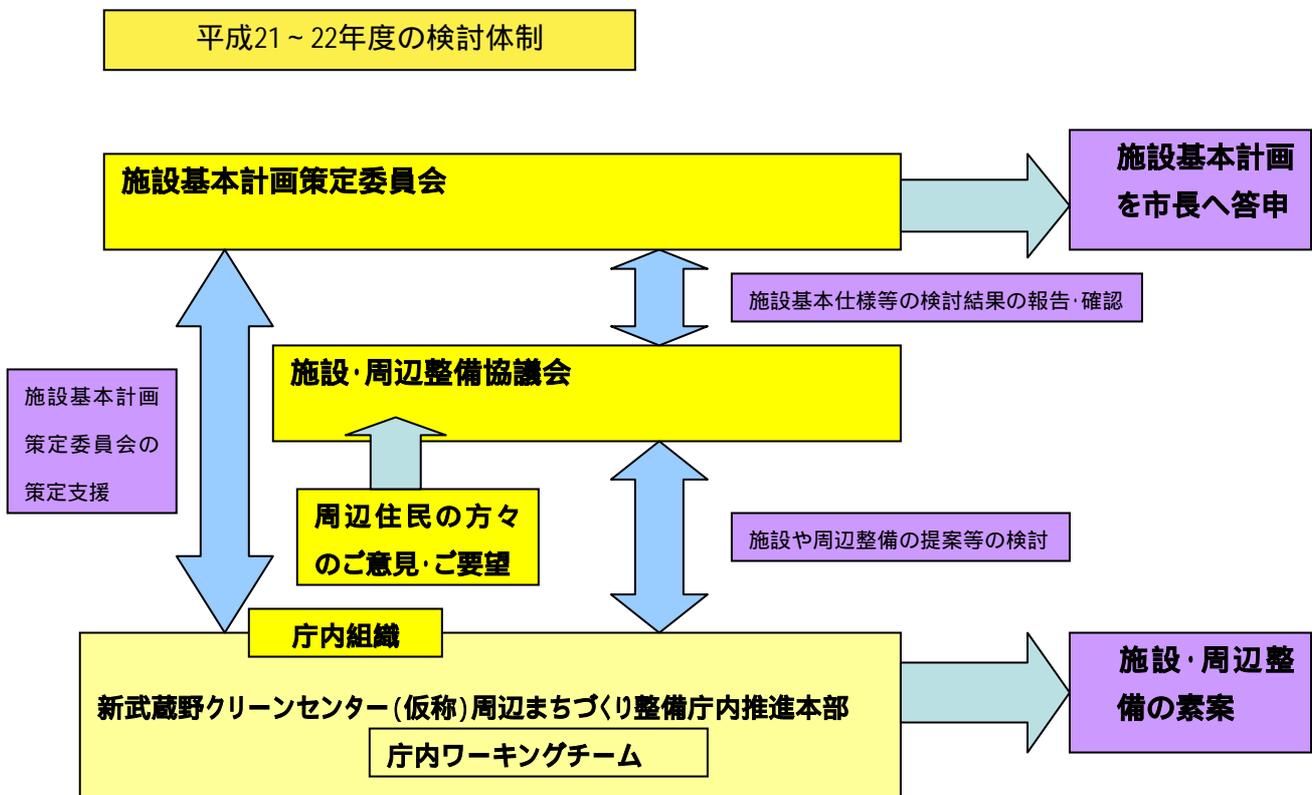


## ．今後の整備方針

### 1．施設基本計画及び施設・周辺整備の素案の検討体制

「市の基本的な考え方」を基に、平成 22 年 2 月以降、有識者の知見を交えつつ、市民参加による「施設基本計画策定委員会」を設置し、さらに検討を深めてまいります。また同時に、施設や周辺整備の提案等については、周辺住民の方々の意見を伺う場として、「施設・周辺整備協議会」を設置いたします。

本年 12 月には、施設基本計画策定委員会の策定支援及び施設・周辺整備協議会の提案等の検討を行うため、市役所内に横断的な調整を図る組織として「庁内推進本部」を発足させました。



### **新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会（平成 22 年 2 月末発足予定）**

【目的】有識者の知見を交えつつ、市民参加により、「市の基本的な考え方」を基本に、施設の基本仕様（施設規模・公害防止基準・処理設備・煙突高さ・発電効率等）、環境影響調査計画、概算事業費・事業手法（PFI 等導入可能性調査からの考察）などについて検討を行い、平成 22 年度内に施設基本計画を作成し、市長へ答申する。

【予定委員構成/13 人】ごみ行政の学識経験者（1 人）、廃棄物の専門家（2 人）、武蔵野クリーンセンター運営協議会（3 人）、クリーンむさしのを推進する会（1 人）、コミュニティ研究連絡会（1 人）、商店会連合会（1 人）、公募市民（3 人）、市（1 人）

### **新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会（平成 22 年 2 月末発足予定）**

【目的】施設や周辺整備の提案等について、周辺住民の方々の意見を伺う。

【予定委員構成/10 人】まちづくりの学識経験者（1 人）、周辺住民代表（吉祥寺北町五丁目町会 2 人、緑町三丁目町会 2 人、緑町二丁目三番地域住民協議会 2 人）、緑町コミュニティセンターから推薦する者（1 人）、けやきコミュニティセンターから推薦する者（1 人）、市（1 人）

### **新武蔵野クリーンセンター（仮称）周辺まちづくり整備庁内推進本部**

（平成 21 年 12 月 1 日発足）

【目的】市役所内の横断的な調整を図り、施設基本計画策定委員会の策定支援を行うとともに施設・周辺整備協議会の提案等を検討し、施設・周辺整備の素案をまとめる。

【推進本部員/8 人】副市長（2 人）、企画政策室長、総務部長、財務部長、環境政策担当部長、都市整備部長、教育部長

#### **庁内推進本部ワーキングチーム**

【目的】推進本部の命を受け、実務的な検討を行う。

【構成員/12 人】企画政策室企画調整課、市民協働推進課、環境生活部クリーンセンター（2 人）、ごみ総合対策課、環境政策課、都市整備部まちづくり推進課、交通対策課、道路課、緑化環境センター、教育部生涯学習スポーツ課、スポーツ振興事業団

## 2. 今後のスケジュール

### 今年度のスケジュール

平成 22 年 1 月 15 日「市の基本的な考え方」を市報へ掲載

「施設基本計画策定委員会」公募市民募集

平成 22 年 2 月末（予定）「施設基本計画策定委員会」及び「施設・周辺整備協議会」発足

### 全体スケジュール

H22：施設基本計画策定、生活環境影響調査計画、PFI 等導入可能性調査

H23：施設基本設計、生活環境影響調査

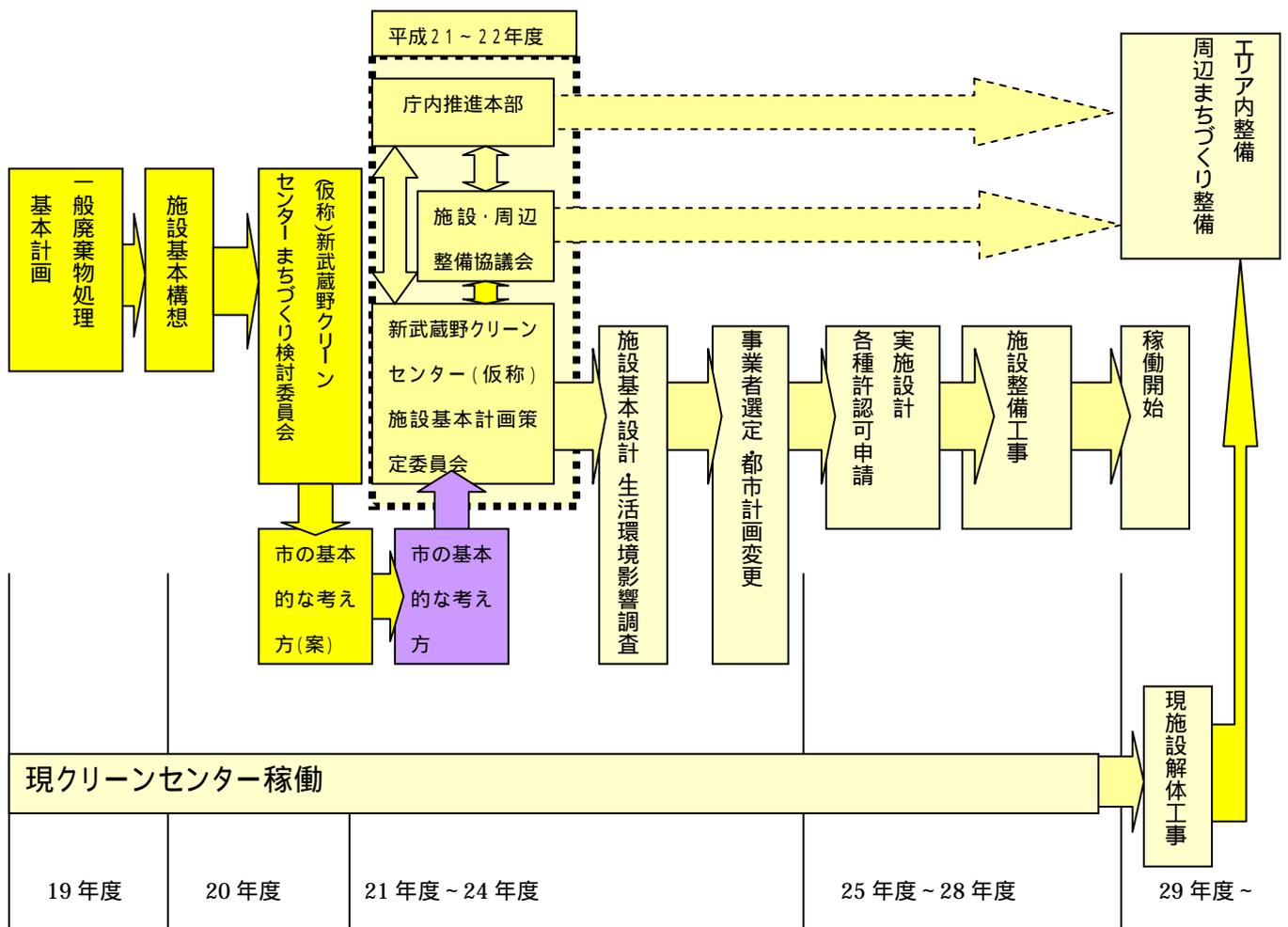
H24：事業者選定・都市計画変更

H25：事業者決定・契約、実施設計、各種許認可申請

H26～28：施設整備工事

H29：施設稼働

### （仮称）新武蔵野クリーンセンター施設整備全体スケジュール



### 3 . 適切な財政計画と事業手法の検討

新施設の建設費は約 70 億円（解体費、付属施設、周辺整備費等は除く）です。今後、管理運営費も含め、しっかりした財政計画に立って進めてまいります。

また、国の施策である循環型社会形成推進地域計画を策定し、高効率ごみ発電を設置するなど、環境負荷の低減を図ります。そのことにより、国の循環型社会形成推進交付金（国の基準による建設費の 1/2 ~ 1/3）を受け、市の財政負担の軽減を図ってまいります。

さらに今後は、施設基本計画策定委員会において、PFI 等導入可能性調査（\*）を実施した上で、建設費、運営費の削減ができる事業方式を検討いたします。ただし、管理責任は市であることを明確にいたします。

（\*）PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。PFI はごみ処理施設における手法として適しており、この手法により、市が直接実施するよりも効率的に施設の整備・維持管理を実施できる可能性について調査・検討をすることです。

### 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設概要

項目	内容		備考
建設地	建設地	市役所北エリア（緑町3丁目1街区）	・整備用地
	敷地面積	3.4ha（現クリーンセンター、野球場、テニスコート、緑町コミュニティセンター含む）	
	接道	（東）15m（南）15m（西）9m（北）11m	
施設規模等	施設規模	120t/日程度	・新施設の在り方と求められる条件 1. 新施設の在り方と求められる条件
	計画処理量	約30,000t/年	
	低位発熱量	約10,000kJ/kg	
	建築面積	約5,000㎡	
処理方法	焼却処理	ストーカ炉	
	灰の処理	エコセメント化施設において資源化	
付属施設	粗大・不燃処理施設	10t/日程度	
	ストックヤード	収集・運搬の効率性から新施設にストックヤードを確保	
	啓発施設	普及啓発・情報受発信機能を確保	
周辺環境・地球環境への配慮	運営協議会	新施設においても運営協議会方式を継続し、発展させる	・新施設の在り方と求められる条件 2. 周辺環境・地球環境への配慮
	熱エネルギーの利用	・市役所及び総合体育館の冷暖房及び温水プールへの蒸気の供給 ・ごみ発電	
	緑化基準	・東京都自然保護条例による敷地20%以上の緑化 ・屋上緑化	
	その他	太陽光発電等	
施設・周辺整備		プラスの機能による付加価値を創り出し、周辺地域のまちづくりの核となるように計画	・施設・周辺整備の考え方
事業方式及び事業費	事業方式	PFI等導入可能性調査の実施、事業手法の検討	・今後の整備方針
	事業費	70億円＋周辺整備等	
事業スケジュール		平成29年度稼働を目指す	